

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第1条 岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和32年岩手県条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける者(他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する者を含む。)のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 漁業法(昭和24年法律第267号) <u>第85条第6項</u>に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法<u>第109条</u>において準用する同法<u>第85条第6項</u>の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法<u>第132条</u>において準用する同法<u>第85条第6項</u>の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記</p> <p>(11)～(24) [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける者(他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する者を含む。)のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 漁業法(昭和24年法律第267号) <u>第137条第6項</u>に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法<u>第151条</u>において準用する同法<u>第137条第6項</u>の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法<u>第173条</u>において準用する同法<u>第137条第6項</u>の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記</p> <p>(11)～(24) [略]</p> <p>4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(情報公開条例の一部改正)

第2条 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(適用除外) 第42条 漁業法（昭和24年法律第267号） <u>第50条第1項</u> に規定する免許漁業原簿並びに刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は、適用しない。	(適用除外) 第42条 漁業法（昭和24年法律第267号） <u>第20条第1項</u> に規定する漁獲割当管理原簿及び同法第117条第1項に規定する免許漁業原簿並びに刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は、適用しない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第3条 住民基本台帳法施行条例（平成14年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
別表第3（第6条関係） <table border="1"><tr><td>提供を受ける知事以外の執行機関</td><td>事務</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>選挙管理委員会</td><td>公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の届出又は同法第86条の4（<u>漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する場合を含む。</u>）の届出に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td></td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	提供を受ける知事以外の執行機関	事務	[略]		選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の届出又は同法第86条の4（ <u>漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する場合を含む。</u> ）の届出に関する事務であって規則で定めるもの		[略]	[略]		別表第3（第6条関係） <table border="1"><tr><td>提供を受ける知事以外の執行機関</td><td>事務</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>選挙管理委員会</td><td>公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の届出又は同法第86条の4の届出に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td></td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	提供を受ける知事以外の執行機関	事務	[略]		選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の届出又は同法第86条の4の届出に関する事務であって規則で定めるもの		[略]	[略]	
提供を受ける知事以外の執行機関	事務																				
[略]																					
選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の届出又は同法第86条の4（ <u>漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する場合を含む。</u> ）の届出に関する事務であって規則で定めるもの																				
	[略]																				
[略]																					
提供を受ける知事以外の執行機関	事務																				
[略]																					
選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の届出又は同法第86条の4の届出に関する事務であって規則で定めるもの																				
	[略]																				
[略]																					
備考 改正部分は、下線の部分である。																					

附 則

この条例は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日から施行する。